

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度>監査テーマ：補助金等に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和4年2月28日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
健康福祉局	福祉課	95	結果	尼崎市地域高齢者福祉活動推進事業補助金 【監査の結果1】対象団体 尼崎市は、本補助金の対象団体を市社協組織内の団体(支部社協、社会福祉連絡協議会〔連絡〕及び単位福祉協会〔単組〕)に限定せず、広く助成されたい。	要綱上、本補助金は、尼崎市自治のまちづくり条例で定める市民活動団体等が行う定める対象事業に対して市社協が助成することとなっている。同条例で定める市民活動団体は、同条例及び逐条解説が定めるとおり、市社協組織内の団体(支部社協、連絡、単組)には限られていない。 対象団体を市社協組織内の団体に事実上限定していることは要綱及び尼崎市自治のまちづくり条例に整合しないため、この点を改め、広く市民活動団体等に周知し、対して助成するよう市社協と調整されたい。	広く市民活動団体を交付対象となる募集を行うよう、市社協と調整した。実際に令和4年6月1日から募集を開始している状況である。	改善済	—	1	令和4年2月24日
経済環境局	しごと支援課	149	結果	高齢者就業機会確保事業費補助金 【監査の結果2】「消費税込入税額控除の確定に伴う補助金の返還」に係る条項 尼崎市は、要綱に「消費税込入税額控除の確定に伴う補助金の返還」に関する条項を追加すべきである。	高齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱に「消費税込入税額控除の確定に伴う補助金の返還」に関する条項を追加する必要がある。	要綱第10条(消費税込入税額控除の確定に伴う補助金の返還)を追記し、シルバー人材センターに対し、補助事業完了後に消費税の申告により補助事業に係る消費税込入税額控除が確定した場合には、消費税額の確定に伴う報告書を市長に報告することを求めることとした。今後はその報告書をもって、当該消費税込入税額控除の返還を行っていく。	改善済	—	2	令和4年2月24日
消防局	企画管理課	160	結果	尼崎市消防団運営交付金 【監査の結果3】補助金の適正使用(添付書類の妥当性【その1】) 尼崎市は、交付金収支報告書の添付書類である領収書について、消防団内の支出にとどまらず、消防団から外部に支払われた際の領収書の添付を求めるべきである。 また、A地区の全分団及びB地区の全分団の領収書が、宛名以外の領収日、領収金額、但書及び領収者が同一という異常な状態となっていることから、その理由を調査されたい。	A地区のすべての分団において、①令和2年9月15日に令和2年度分団長等研修旅行積立金(上半期)30,000円及び②令和3年2月17日に令和2年度分団長等研修旅行積立金(下半期)30,000円が支出されていた。また、同じく同地区のすべての分団において、③令和2年9月30日に令和2年度A地区幹部負担金その他分担金(上半期分)20,000円及び令和3年2月17日に令和2年度A地区幹部負担金その他分担金(下半期分)20,000円が支出されている。 さらに、B地区の各分団の収支内訳書に添付されている領収書の記載内容も、A地区と同様、日付、費目、内容、金額が所属の全分団においてすべて同じであったことから、各領収書がそれぞれの分団ごとの個別の支出を反映したものは到底考えにくく、尼崎市において、各領収書の作成経緯を調査する必要がある。 また、上記領収書は、「令和2年度分団長等研修旅行積立金」及び「尼崎市消防団A地区幹部負担金等」として、当該分団から副団長が員を預かったことの証拠となる書類ではあるが、それだけでは地方自治体の支出とは認められない。「A地区幹部負担金その他分担金」等の記載では支出内容も不明であり、当該分団が最終的に外部に支出したとみなされる時点の請求書及び領収書を添付すべきである。	調査の結果、両地区とも当初予定していた研修旅行がコロナ禍の影響をうけて実施できなくなったため、換法大会において使用する消防ポンプや消防団活動に必要な物品を購入する等使途を変更した。その際、同一のものを購入していたため、一括で購入し、金額を按分した経緯があり、領収金額、但書及び領収者が同一となっていたが、今後は、分団ごとに精算を行うとともに、最終支出先である業者の領収書の提出を求め精算させるとともに、今後は最終消費先への支払い証拠が分かる書類の提出により精算するよう周知徹底を図った。	改善済	—	3	令和4年2月24日
消防局	企画管理課	163	結果	尼崎市消防団運営交付金 【監査の結果4】補助金の適正使用(添付書類の妥当性【その2】) 尼崎市は、本交付金の交付手続において、消防団内部の副団長の領収書だけでなく、購入した備品の請求書、見積書及び領収書等の添付を求めるべきである。	領収書に加えて、D地区消防団が映像設備等購入のために外部に金員を支出した際の請求書、見積書及び領収書等の添付を求めるべきである。	物品購入に係る外部支出の領収書は、地区の支出関いに添付されていたが、当該領収書の複写を各分団からの明細に添付することで、最終的な支出までの経緯が分かるように措置した。	改善済	—	4	令和4年2月24日
消防局	企画管理課	163	結果	尼崎市消防団運営交付金 【監査の結果5】交付金の適正使用(個別の支出) 特定の地区において、交付対象となる費用として「消防団員幹部教育指揮幹部科現場指揮課程入校奨励金」なるものが存在するが、いわゆる個別を公金で支出することは適切でないため、今後このような支出をすべきではない。	地方公務員に対する個別を公金で支出することは、明らかに不適切であるので、かかる運用は廃止する必要がある。	奨励として慣例で行っていたものであるが、新たに策定した運営交付金取扱要領において支出すべきでない旨を記載し、以降は支出しないよう周知徹底を図った。	改善済	—	5	令和4年2月24日

令和2年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和2年度>監査テーマ：財務管理事務の執行状況について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和4年2月28日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
経済環境局	地域産業課	180	結果	【アミング瀬江駐車場】 駐車場施設の貸付先は、貸付料の増額を図るため公 募により決定すべきである。	駐車場施設の貸付先について、公募による方が多くの貸付料を受取できる 可能性があるが、公募によらず、特定の者に貸付けを行っている。 特定の者に駐車場施設を貸付けるよりも、公募により貸付先を決定する方が、 貸付料の増額が期待できる。市の厳しい財政状況を踏まえ、公募により駐車場施 設の貸付先を決定すべきである。	ウエスト駐車場及びプラスト駐車場は、本市、JR西日本不動産開発㈱、㈱ジェイアー ル西日本ホテル開発の3者で共同所有し、以下の現状を踏まえて3者がJR西日本住宅サニ タイズ㈱と管理運営委託を締結している。 大規模小売店舗立地法における必要駐車台数を満たすために、両駐車場を1つの駐車場 として届出を行い、雑踏上1か所の出入口を共用し、1つの駐車場管理システムにて出入 庫管理及びITVによる監視を行っている。また、システム監視は管理者が24時間年中 ウエスト管理室に設置されており、プラストのアーケはプラスト総合体(住宅・商業施 設・ホテル)を監視する防災センター室(プラスト駐車場管理室を兼ねる)に転送さ れ、ウエスト・プラスト両館の施設全体管理と一体的な管理運営が可能となっている。 現状を踏まえた上で、貸付料の公募検討について共同所有者との協議を行ったが、実 施にあたり生じる以下の課題を勘案すると、実現は難しいとの回答であった。(1)プラ スト側の管理室設置が必要だが物理的に防災センター以外の場所がない(2)貸付先変更に伴 う出入庫管理及びITV監視システムの入替工事費約53,000千円の新たな財政負担(3)工期中 の代替駐車場の確保及び住民・他所有者への補償(4)工事実施に係る施設管理組 合の議決調整(5)共同所有者3者間の合意等。 なお、イースト駐車場については現在の貸借借契約期間が令和6年度までのため令和7 年度がいプロポーザル方式により貸付事業者を選定する予定としている。	検討中	ウエスト駐車場及びプラスト駐車場については、現在のところ、共同所有者に公募の 意思がないことから、公募に向けた協議について、投げかけを行っていく。 イースト駐車場については、現状の契約手法について今日的な視点での見直しが必要 であることを踏まえ、公募の検討を行っている。	9	令和3年2月22日
経済環境局	地域産業課	189	結果	【さんさんタウン駐車場・集会場】 駐車場施設の貸付先は、貸付料の増額を図るため公 募により決定すべきである。	駐車場施設の貸付先について、公募による方が多くの貸付料を受取できる 可能性があるが、公募によらず、特定の者に貸付けを行っている。 特定の者に駐車場施設を貸付けるよりも、公募により貸付先を決定する方が、 貸付料の増額が期待できる。市の厳しい財政状況を踏まえ、公募により駐車場施 設の貸付先を決定すべきである。	駐車場及び集会室については、現在の貸借借契約期間が令和6年度までのため令和7年 度からプロポーザル方式により貸付事業者を選定する予定である。	検討中	現状の契約手法について今日的な視点での見直しが必要であることを踏まえ、公募の 検討を行っていく。	12	令和3年2月22日
総合政策局	ダイバーシ ティ推進課	76	結果	【普通財産(戸ノ内町3丁目)】 長年無断で利用されている土地について、適切な貸 付手続を行う必要がある。もしも、状況の改善が見込 めないのであれば、土地の売却を検討する必要がある。 る。	市が未利用地として保有する土地が、長年無断で利用されているにもかかわらず、 当該状況を黙認している状況にあることから、早急に適切な貸付手続を行う 必要がある。 今後とも継続して利用を許可するのであれば、適切な貸付手続を行う必要がある。 逆に許可しないのであれば、フェンスを設置する等当該状況が継続しないよ うな措置を講ずる必要がある。 また、市として当該普通財産に係る将来の活用方法が見いだしにくいのであれ ば、市として今後とも当該未利用地を保有する必要性は乏しいことから、当該土 地について、売却手続を検討する必要がある。	令和3年度に2回、関係者と直接面会する機会を設けるなど、資材の撤去に向けた調整 を進めている。	検討中	関係者と直接面会する場を設けることができ、協議を進めているところである。	2	令和3年2月22日
経済環境局	地方卸売市場	172	結果	【地方卸売市場】 地方卸売市場運営委託金額を、特命随意契約受託者 からの見積額により決定しているが、市が算定した財 産管理コストを加味して決定すべきである。	特命随意契約による施設運営に関する契約金額は、透明性の確保及び財産管理 コストの適正化の観点から、受託者の見積額のみならず、市が設計・積算可能な 役務部分は、市が算出した財産管理コストを加味して決定する必要がある。 地方卸売市場運営の受託者でない実施できない特殊な役務部分については、 地方の見積書による金額を利用し、他の通常の施設管理・運営に関する役務部分 については市にて設計積算し、適正な財産管理コストであることが説明できるよ うな契約金額の決定方法を採用する必要がある。	当業務委託については、受託者(市場運営協議会)の見積額のみで金額を決定するの ではなく、通常の施設管理・運営に関する役務部分については、開設者(市)側で別途見 積を徴収し、また特殊な役務部分についても、項目別に見積を徴収する等可能な限り見 積を徴収し、金額の適正について確認を行い、業務委託を実施している。	改善済	特命随意契約による施設運営に関する委託は、地方卸売市場運営の受託者でない実 施できない特殊な役務部分が大半を占めているが、通常の施設管理に相当する役務部分 については、開設者(市)側でも別途見積を徴収し、適正な金額であるか確認のうえ、 業務委託を実施していく。	8	令和3年2月22日

令和元年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和元年度>監査テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和4年2月28日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
子ども青少年局 教育委員会事務局	保育管理課 子ども入所支援担当 就学前教育課 職員課	80	結果	教育委員会事務局および子ども青少年局における共通もしくは類似する事務については、組織を統合することにより事務執行の効率化を図るべきである。	国での所管見直しの流れを受けて、他都市のように、組織を一体化し、利用者目線の効率的な運営を図るべきである。現状、認定事務、給付事務および利用調整を市で行っているが、組織の一体化により当該事務を民間委託するとともに、窓口一本化による運営の効率化・市民サービスの向上を図ることも可能と考える。 また、新制度に移行している園情報を管理するシステム（コアシステム）と新制度に移行していない園等の情報を管理するシステム（ヒツジシステム）の統合を図り、運用コストの低減を図る余地があると考えられる。限られた人的・金銭的資源の中で、効率的な事務執行を図るため、近隣都市等の教育認定・保育認定を執行する組織形態を参考とし、組織を統合するもしくは事務を移管することによるメリット・デメリットを明らかにし、今後の対応を検討すべきである。	子ども青少年局及び教育委員会事務局のそれぞれが所管する認定・給付に関する事務については、事務の効率化を図るため、令和4年7月1日から事務を所管する担当窓口を一本化した。業務種別や問い合わせ等の窓口が関連事務毎にまぎらされたため、施設や市民への負担軽減に寄与できたと考えている。今後も継続してシステムの統合を含めた事務の効率化や市民サービスの向上について今後も継続的に取り組む。	改善済	子ども青少年局及び教育委員会事務局のそれぞれが所管する認定・給付に関する事務については、事務を所管する担当窓口を一本化させる等により事務の効率化が図られると考えるため、令和4年度の入所調整から窓口を一本化するよう事務を進めている。	1	令和2年2月21日
子ども青少年局	保育管理課	118	結果	【施設型給付費】施設給付に関する実地確認が行われていない。	組織のあり方の検討に加え、給付に関し、適切な教育施設運営がなされているか、監査手法を確立のうえ実地により確認する必要がある。	確認監査の実施に向け、他市の実施状況や現存本市で行っている保育施設等への監査を踏まえながら、必要な体制について検討を行うため、関係課と協議を開始した。	検討中	子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設（幼稚園、認定子ども園、保育所）の設置者等に対し、特定教育・保育施設の質の確保及び施設型給付費等の適正化を図るために実施する確認監査については、執行体制の課題などにより、現時点においては実施できていない状況であるが、今後、保育部や他の関連部署と連携しながら実施に向けて事務を進めていく。	4	令和2年2月21日

平成28年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成28年度>監査テーマ：指定管理者制度について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和4年2月28日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
保健担当局	生活衛生課	139	結果	適切な管理経費実績額の算定を前提とした精算の未実施	平成27年度尼崎市立弥生ヶ丘斎場の管理に関する年度協定書第6条において「業務完了後、指定管理者は業務完了報告書を尼崎市に提出するとともに、速やかに管理経費の精算を行う。指定管理者は精算において、当該管理経費に余剰が生じた場合は、尼崎市に返還するものとする。なお、当該管理経費に不足が生じた場合は、別途協議を行うものとする。」と規定されている。 しかし、「(2) 指定管理事業実施のために要する「管理費」の適切な計上基準の明確化（意見）」に記載のとおり、指定管理事業に要する経費である管理経費は指定管理料と同額になるように報告されていることから、管理経費の精算は行われていない。 「(1) 合理的な共通経費の按分基準の明確化（意見）」及び「(2) 指定管理事業実施のために要する「管理費」の適切な計上基準の明確化（意見）」に記載のとおり、適切な指定管理事業に要した管理経費の額を算定の上、精算を行う必要がある。	適切な管理費の計上等について、指定管理者とのモニタリング等による協議・調整を実施し、改善に向けた取組みを継続していく。	検討中	適切な管理費の計上等について、指定管理者とのモニタリング等による協議・調整を実施し、改善に向けた取組みを継続していく。	202	平成29年2月20日

平成27年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成27年度> 監査テーマ：債権管理事務について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和4年2月28日)時点の 措置内容要旨	進番	監査結果 報告日
健康福祉局	福祉医療課	147	結果	速やかに時効中断手続を実施すべき	現債務者である被保険者Aは、過誤納の事実が発覚した時点においてすでに死亡しており、法定相続人であるAの娘B、Cの死後はDの息子Eに対し債権の請求を行った。その後、息子Eが相続放棄した後は、さらに相続人であるBの兄弟3名(F〜H)に請求の通知を行ったが、市の過払金の請求を本人の死に後相続人へ請求する点につき、Vの親族から理解を得られなかったこともあり、市は平成27年度以降の4年以上、特段の手続を実施していない。 督促は法令上の時効中断の効力を有することから、相続人V,W,Xへの督促により速やかに時効中断を行い、回収の努力をするべきである。	令和2年度に引き続き、令和3年度においても令和4年1月4日付けで相続人に対し通知を再送したが広がりなかった。 本人死亡により相続人に督促するも広がりなく、今までの状況から、債権回収は非常に困難であり、費用対効果を勘案し尼崎市債権管理条例第11条第1項第1号に基づき債権放棄を令和4年度中に行う。	検討中	令和元年度に引き続き、令和2年度においても、令和3年2月8日付で相続人に対し通知を再送したが、応答はなかったことから今後の方針を検討した結果、今後の進展も望めず、金額も少額であり、費用対効果も薄いと結論に至ったことから、債権回収は不可能であるとの判断し、令和3年度末まで適用される尼崎市債権管理条例第11条第1項第1号のみを適用に基づき債権放棄を行うべく事務を進めている。	152	平成28年2月22日
経済環境局	しごと支援課	230	結果	分割納付の署名捺印が得られていない案件について	当該債権は、過去にしごと支援課の警備施設であったが、現在は廃止されている施設の食費事業者として使用許可を受けていたA様式会社に係る行政財産目的の包括借借である。市は、株式会社Aの収益化等の目的により平成26年6月に毎月10千円の口頭による分割納付誓約を許可し、その後、平成26年1月には、分割納付額を減少させ、毎月10千円の回収を図っている。市担当者によれば、この分割納付誓約は回とも口頭で行われているとのことであるが、平成26年6月時点の当時の分割納付誓約に関しては、滞納額及び今後の市の対応等についての協議の記録はあるものの、分割納付誓約許可の決議等についての文書は残されていない。 なお、平成26年1月の分割納付額の変更に関する債務者との協議内容については文書化されており、この協議内容は平成25年収入未済額に係る平成26年度への繰越決定に引き継がれている。 口頭による分割納付誓約を、市が文書によらず許可し、かつその記録が残っていない場合、債務承認された対象や時期が明確でなく、時効中断の効力が生じない可能性がある。時効中断の効力を確実に生じさせるため、分割納付を許可する場合には書面の誓約書を入手すべきである。仮に、書面による入手が困難ならば、少なくとも、口頭により分割納付誓約を受け、それを許可した記録を詳細に残す必要があった。今となっては、記録を残すことは不可能であり、早急に債務承認書を入手するが、分割納付誓約の文書化を行う必要がある。また、関連する条例や規定(「行政財産使用料条例」「尼崎市公有財産管理規則」「尼崎市公有財産規則の運用について」)には、行政財産使用料に関する分割納付について特段の定めはないが、尼崎市財務規則 第155条には「履行延期の特約」として履行延期申請書の様式や条件が定められており、形式的には、当該式や条件に基づいて分割納付誓約書を作成することとなる。	令和4年度は、4月18日に郵送により、滞納者に納付書及び分割納付誓約を送付して、引き続き月1万円ずつの納付及び分割納付誓約への署名捺印を求めた。 なお、市としては、平成28年度以降、面会や電話連絡をすることに、署名捺印を求めているが、過去の経緯経過があるため、相手方との交渉が継続しており、分割納付誓約の文書化には至っていない。 一方、これまでも、適切に分割納付はされているが、現納付状況を勘案すると完納までに約10年かかる見込みであり、引き続き訪問時及び電話連絡時に、確実な納付とともに分割納付誓約書の署名捺印を求めている。	検討中	令和3年度は、4月28日に郵送により、滞納者に納付書及び分割納付誓約を送付して、引き続き月1万円ずつの納付及び分割納付誓約への署名捺印を求めた。 なお、市としては、平成28年度以降、面会や電話連絡をすることに、署名捺印を求めているが、過去の経緯経過があるため、相手方との交渉が継続しており、分割納付誓約の文書化には至っていない。 一方、これまでも、適切に分割納付はされているが、現納付状況を勘案すると完納までに約10年かかる見込みであり、引き続き訪問時及び電話連絡時に、確実な納付とともに分割納付誓約書の署名捺印を求めている。	158	平成28年2月22日

平成25年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成25年度> 監査テーマ：高齢者施策に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和4年2月28日)時点の 措置内容要旨	進番	監査結果 報告日
健康福祉局	高齢介護課	112	結果	特別介護老人ホームの土地無償貸与について	特別介護老人ホームの土地の買収、及び整地に必要な費用は補助金交付対象外となり、設置する社会福祉法人が自己財源で調達することとなるが、市は一部の社会福祉法人に対し市所有の土地を無償で貸与している。 これは充実した介護保険制度の発足を目指すとして、特別介護老人ホームを迅速に整備する必要性があったためであり、早急に施設整備を達成するため土地を無償で貸与することとした当時の判断に合理性は認められる。 しかし、現在では特別介護老人ホームが普及しており、新たに設置する法人との公平性の観点から、原則有償貸与への変更の要否を検討する必要がある。	公有財産の貸付け及び使用許可に係る減免取扱いの統一の基準については、平成27年2月に基本方針が出されており、その際「3年以内の方針を定める」としていた社会福祉法人等による社会福祉事業の用に供する場合の普通財産の貸付料の減免基準については、その後行内の検討を重ね、平成29年2月に標準貸付料の1/2減額で貸付料の徴収を行う方針を定めた。 市有地の無償貸付けを条件に施設誘致及び施設移管を行ってきた経緯を踏まえると、市として強行的な手法(訴訟等)で有償化を進められない中で、これまでの法人との協議内容を鑑みると早期に貸付料有償化の理解を得られる状況にないなどの理由により、現在、市としては、令和年度末までの間に既存施設の法人との貸付料有償化に係る協議休止期間としているところであるが、原則有償化の方針については変更していない。今後の協議再開については、その時点での社会情勢等を勘案した上で、具体的な協議方法を定め判断する予定である。	検討中	公有財産の貸付け及び使用許可に係る減免取扱いの統一の基準については、平成27年2月に基本方針が出されており、その際「3年以内の方針を定める」としていた社会福祉法人等による社会福祉事業の用に供する場合の普通財産の貸付料の減免基準については、その後行内の検討を重ね、平成29年2月に標準貸付料の1/2減額で貸付料の徴収を行う方針を定めた。 市有地の無償貸付けを条件に施設誘致及び施設移管を行ってきた経緯を踏まえると、市として強行的な手法(訴訟等)で有償化を進められない中で、これまでの法人との協議内容を鑑みると早期に貸付料有償化の理解を得られる状況にないなどの理由により、現在、市としては、令和年度末までの間に既存施設の法人との貸付料有償化に係る協議休止期間としているところであるが、原則有償化の方針については変更していない。今後の協議再開については、その時点での社会情勢等を勘案した上で、具体的な協議方法を定め判断する予定である。	171	平成26年2月18日
健康福祉局	高齢介護課	183	結果	グループハウス事業継続の必要性について	当初は大震災後のケア付仮設住宅の入居者に対する期限付の事業として始まったものであるが、現在は地域支援事業として実施されている。 地域支援事業である以上、広く被保険者が利用できる必要があると考え、高付加価値のサービスでありながら、あまりにも事業規模が小さく、利用者がごく限られてしまう。 仮に市として当該事業を継続すると判断したのであれば、被保険者に公平な利用機会を提供するため、事業規模を拡大すべきであるが、多額の財政負担を伴うことから事業規模拡大の判断は慎重にならざるを得ない。 一方で現在の利用者の権利保護に十分配慮することも必要であるが、市の事業として当該事業を現状のまま継続する合理性はないと考えられる。 そのため、市が所有するグループハウスの土地及び建物を含む事業主体の民間への売却等、事業の廃止も含めて具体的な検討を行うべきである。	当該施設は、単身で虚弱な高齢者が入居する生活拠点施設であることはもとより、地域との交流活動が定着しているとともに、今後、多様な高齢者の自立した生活を支える拠点及び地域の高齢者との交流や地域の介護予防の拠点としての役割が一層期待される施設である。現在では、受託法人の自主事業として、地域の中でも連々の多世代交流が盛んになってきているとともに、地域住民を対象にしたいきいき百歳体操を活用した健康づくり教室やサークル活動の場としての提供などの介護予防事業を実施していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、現在活動を中止している。しかし、施設運営の方向性としては、地元と密着した地域活動の充実、活性化に寄与する施設となりつつある。 また、これら高齢者人口の更なる増加が見込まれる中、特別介護老人ホームや介護老人保健施設などの施設ニーズが高まることも予想される。しかし、限られた市域面積の中で、上記の施設を建設していくことも難しいことから、多様な高齢者の住まいの一つとして、当該グループハウスのあり方を検討していく。	検討中	当該施設は、単身で虚弱な高齢者が入居する生活拠点施設であることはもとより、地域との交流活動が定着しているとともに、今後、多様な高齢者の自立した生活を支える拠点及び地域の高齢者との交流や地域の介護予防の拠点としての役割が一層期待される施設である。現在では、受託法人の自主事業として、地域の中でも連々の多世代交流が盛んになってきているとともに、地域住民を対象にしたいきいき百歳体操を活用した健康づくり教室などの新たな介護予防事業の試行的実施が検討されるなど、地元と密着した地域活動の充実、活性化に寄与する施設となりつつある。 また、現在、高齢者保護などの他の制度の施設としても対応できるよう検討を進めているところであり、当該施設の今後のあり方については、こうした状況等を踏まえて、引き続き高齢者に対する施設サービスの動向等を十分に勘案する中で慎重に行う。	174	平成26年2月18日

平成23年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成23年度>監査テーマ：行政財産の管理等に係る財務事務について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和4年2月28日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
教育委員会事務局	スポーツ推進課	249	結果	自動販売機の使用許可の原則公募について 【中央体育館、小田体育館、大庄体育館、立花体育館、武庫体育館、園田体育館】	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。 【中央体育館、小田体育館、大庄体育館、立花体育館、武庫体育館、園田体育館】	自動販売機の設置については、事業団が施設の設置目的に沿った各種事業を実施するための財源とする目的で実施している自主事業であり、現時点では公募を実施していないが、令和元年度の出発団体の監督に基づき、社会体育施設の指定管理事業と自主事業の整理や適正な指定管理料の積算を進めることとしていることから、今後、それらと合わせて引き続き検討を進めていく。	検討中	自動販売機設置により得られる収益については、事業団が指定管理による施設の管理運営及び各種事業を実施する目的で自主事業として設置しており、その収益については各種事業及び管理運営におけるサービス向上に資するものであることから、現時点では公募を実施していないが、令和9年度からの指定管理については、大幅な見直しが予定されていることから、社会体育施設の指定管理事業と自主事業の整理や適正な指定管理料の積算とあわせて検討をしていく。 なお、自動販売機の設置に係る使用料については、指定管理者において適正な金額で事業者に貸付けている。	188~191	平成24年2月20日

平成22年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成22年度>監査テーマ：普通財産及び借受財産の管理等に係る財務事務について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和4年2月28日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
子ども青少年局	保育運営課	147	結果	行政財産への財産区分の変更及び所管換えについて	普通財産ではなく公共の目的に供される行政財産とすべきものであり、水路等を管理する河港課に所管換えする必要がある。	本件対象土地の一部に不法占拠されている部分があるため、現在、不法占拠者の特定を行っているところである。また、法制課等と協議し、不法占拠の解消に向けた取組を進め、不法占拠を解消した後に所管替えを行う。 令和4年2月3日に当該地に隣接する民家へ訪問するも不在であった。 今後については、行政代執行などの法的手続きも検討し、不法占拠の解消に取り組んでいく。	検討中	本件対象土地の一部に不法占拠されている部分があるため、現在、不法占拠者の特定を行っているところである。また、法制課等と協議し、不法占拠の解消に向けた取組を進め、不法占拠を解消した後に所管替えを行う。 令和2年10月23日と令和3年1月15日に隣接する民家へ訪問するも不在であった。 令和3年度においても、引き続き訪問などを行い、不法占拠者の特定に努めていく。	196	平成23年2月21日
都市整備局	公園維持課	272	結果	賃借権の登記について	平成元年3月10日付け覚書で、地主は市が賃借権の譲渡を受けた上で中央公園として整備することを承諾している。また、平成元年4月1日土地賃貸借契約では「市が賃借権の設定登記を申請するときは、(地主は)同意する」(第8条)とある。しかし、未だ賃借権の登記がされていない。登記可能な当該賃借権は公有財産であり(法第238条第1項第4号)、取得の手続きに瑕疵がある(規則第16条、運用2-211)。	平成元年4月1日締結の土地賃貸借契約書における「賃借権の設定登記を申請するときは同意する」との記載は、現時点の土地賃貸借契約書にはないことから、賃借権が未登記であることは、手続上の瑕疵に当たるとは考えていない。 当初は用地取得に向け交渉していたが、土地所有者の当面売却はしないという意向により早期取得を断念ししむ無く賃借したものである。その後、用地取得などの協議を継続させながら、人工地盤等の整備工事を行い、その工事を概ね完了していた。そのため、契約更改に当たり、当該土地は用地取得することが主目的であること、また、供用開始する公園と道路があり、都市公園法及び道路法により私権の制限がかかることから賃借権を設定する必要がなくなったため賃借権設定登記の記載を削除した。	見解の相違	平成元年4月1日締結の土地賃貸借契約書における「賃借権の設定登記を申請するときは同意する」との記載は、現時点の土地賃貸借契約書にはないことから、賃借権が未登記であることは、手続上の瑕疵に当たるとは考えていない。 当初は用地取得に向け交渉していたが、土地所有者の当面売却はしないという意向により早期取得を断念ししむ無く賃借したものである。その後、用地取得などの協議を継続させながら、人工地盤等の整備工事を行い、その工事を概ね完了していた。そのため、契約更改に当たり、当該土地は用地取得することが主目的であること、また、供用開始する公園と道路があり、都市公園法及び道路法により私権の制限がかかることから賃借権を設定する必要がなくなったため賃借権設定登記の記載を削除した。	201	平成23年2月21日